法テラス九ヶ月、更に利用の促進を

法テラス（独立行政法人日本司法支援センター）が昨年一〇月二日に業務を開始して九ヶ月が経過した。そこで、市民の皆様に更なる利用をお願いするために、本年五月末までの八ヶ月の業務状況を①紛争解決情報の提供業務、と②民事法律扶助業務を中心に振り返ってみる。

法テラスは、本来業務として、右①、②の外、③犯罪被害者対策業務、④国選弁護関連業務、⑤司法過疎対策業務、の五業務を行っているが法テラス静岡（静岡地方事務所）では、これらの業務を、静岡本所（電話〇五〇‐三三八三‐五四〇〇）、沼津支部（電話〇五〇‐三三八三‐五四〇五）、浜松支部（電話〇五〇‐三三八三‐五四一〇）の三ヶ所で行っている。

▼紛争解決情報の提供業務

法的トラブル或いは悩みを抱えた市民からの電話又は訪問による問合せに対し、窓口対応専門職員が、トラブルや悩みに応じた適切な紛争解決機関や法律相談所を県内約八六〇ヶ所から選別して紹介している。このような問合せは法テラス本部（〇五七〇‐〇七八三七四）でも行っているので、市民としては本部に電話しても、法テラス静岡に電話しても同様の情報提供を受けられる。そこで、前記八ヵ月間の問合せ実績を見ると、法テラス本部宛静岡県民からの件数は、二三七六件（全国総件数は一六六九二件）で全国総件数の一・四四パーセント（一日平均一二・四件）であった。また、静岡地方事務所宛問合せ件数は、一八一二件で、一日当り一一件（静岡三・九件、沼津三・二件、浜松三・九件）であった。静岡県民は法テラス本部か法テラス静岡に、一日平均二三件余りの問合せをしていることになる。この数を多いと見るか少ないと見るか妥当と見るかであるが、私としては、決して多い数字ではないと考える。例えば、いじめ問題、各種人権侵害問題等できる限り多方面の問合せに応じるため、法テラスでは関係機関の開発と職員の研修に努

めているので、更に御利用頂き度い。

▼民事法律扶助業務

この業務は、資力の乏しい人のための無料法律相談（扶助相談）と、訴訟費用、弁護士・司法書士の費用の一時立替業務から成り立つ。八ヶ月の実績を見ると、法律相談は、静岡が五九一件、沼津が五〇六件であるに対し、浜松が二一九件と極端に少ない。また、訴訟費用等の一時立替業務は、静岡が四〇二件であるのに対し、沼津が二四一件、浜松に至っては一三四件に止まっている。静岡県の人口が約三八〇万人で、中部、東部、西部の人口がそれぞれ一二〇数万人であることを考えると、この数字のアンバランスは極めて不自然である。法テラスと契約している沼津、浜松の弁護士・司法書士の扶助制度に対する更なる御理解と扶助申請手続の簡易化が図られなければならない。

▼法テラス静岡法律事務所

法テラス静岡本所では、本年二月から、スタッフ弁護士が赴任し、民事法律扶助事件と国選弁護事件を担当し、市民のサービスに努めている。また、本年一〇月には沼津支部に、来年初頭には浜松支部にスタッフ弁護士が赴任する予定である。更に、本年一〇月には、法テラス静岡の地域事務所が下田に設置され、ここにもスタッフ弁護士が赴任する予定である。

このように法テラス静岡では、本部の協力を得つつ県民の皆様の期待に応えるべく着々と陣容を整えつつある。一〇数名の職員も張り切っている。大いに期待して頂き、更なる御利用を頂き度い。

【平成１９年７月２５日　静岡新聞　朝刊　掲載】